

2月16日(木)～3月15日(木)は 市民税・県民税と所得税の申告 の期間です

2月16日(木)から市民税・県民税と所得税の申告受け付けが始まります。申告は自分で計算し、申告することとなるため、市では自書申告を推進しています。所得税については、簡易な申告相談(雑損控除・譲渡所得などを除く)を市内各申告会場でも受け付けます。

会場は大変混雑するので、申告書は自分で書いて早めに提出しましょう。

◆市民税・県民税の申告が必要

●平成24年1月1日現在、印西市に住所のある人：所得税の確定申告の必要がない人で、次のいずれかに当てはまる人は申告が必要です。

- ①事業所得(農業・営業など)や不動産・配当などの所得があった人。
- ②次に該当する給与所得者。

●ご自身で申告するように勤務先から指示されている人、給与

の期間です

ある場合：前年中の所得の合計額から所得控除額を差し引き、計算により算出された税額が配当控除の合計額を超える人。

●給与所得がある場合：次のいずれかに当てはまる人。

所得以外の所得(農業・そのほかの事業所得・配当・年金・不動産など)があった人

※年末調整した給与所得以外の所得合計が20万円以下の人、公的年金などの収入合計が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人、所得税の申告の必要はありませんが、市・県民税はほかの所得と合計して税額計算するため、所得の多少にかかわらず、申告が必要となる場合があります。

※所得のなかった人で、「非課税証明書」が必要な人は、申告が必要になる場合があります。

●市内に事務所や家屋敷を所有している人：1月1日現在、市内に事業所や事務所、家屋敷のある場合は、印西市に住んでいなくても、市・県民税の申告が必要で

◆所得税の確定申告が必要な事業所得や不動産所得などが

必要です。

◆所得の確定申告が必要な人は、成田税務署の申告会場とな

る「イオンモール成田2階イオンホール(確定申告書作成会場)」でご相談ください。

完成している申告書は、市の申告会場で預かり、成田税務署へ届けます。

【申告に必要なもの】

▼認め印(スタンプ式不可)▼電卓▼筆記用具▼源泉徴収票▼事業所得のある人は作成済の収支内訳書▼生命保険や地震保険などの控除証明書▼国民年金保険料控除証明書▼国民健康保険税・介護保険料などの支払金額の分かるもの▼所得税が還付になる場合は、申告者本人名義の銀行などの口座番号。

ほかに収入の分かるものや、各種控除を受けるのに必要な書類などがあれば持参してください。

※書類は、原本を提出してください。

◆所得税の確定申告書用紙

各税務署のほかに市役所市民税課および市内の各支所・出張所にも用意してありますが、数に限りがありますので、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご利用ください。

●市民税・県民税 / 所得税申告日程●		
期日	会場	受付時間
2/16(木)～2/29(水) ※土・日曜日を除く	イオンモール千葉ニュータウン3階イオンホール	午前10時～正午、午後1時～4時
3/1(木)	本埜保健センター	午前10時～正午、午後1時～4時
3/2(金)～3/5(月) ※土・日曜日を除く	ふれあいセンターいんば3階会議室	午前10時～正午、午後1時～4時
3/6(火)～3/15(水) ※土・日曜日を除く	印西市役所 附属棟2階	午前9時～正午、午後1時～4時

※会場により時間が異なりますので、ご注意ください。
※市役所の駐車スペースに限りがありますので公共交通機関でのご来庁をお願いします。

※2月22日(水)は申告会場内で「税理士による無料相談会」を同時開催しますので、ぜひご利用ください。

◆注意事項◆ (必ずお読みください)

- 各会場とも、職員による個別の相談・作成は行いませんので、ご自身で申告書の作成をお願いします。
- 混雑具合により受付時間中に締め切らせていただくことがありますのでご了承ください。
- 本埜地区については、震災の影響で本埜公民館が使用できません。そのため保健センターを使用しますが、手狭なため大変混雑が予想されますのでご了承ください。
- 市役所市民税課、各支所・出張所の窓口では、申告相談は行っていませんので、申告受付期間中は各会場をご利用ください。ただし、市民税課(市役所が会場ではない期間)・印旛支所・本埜支所の市民福祉課では、提出のみ受け付けます。
- 申告書の控えが必要な場合は、必ずその場で申し出てください。後日控えが必要になっても、交付することができません。また、控えの用紙に記入する際は、必ずボールペンなどの消えない筆記用具で記入してください。
- 個別相談は行いません。また、事業所得(農業・営業など)がある人で、収支内訳書の作成方法が分からない人は、直接、税務署主催の申告特設会場(イオンモール成田2階イオンホール)でお願います。

ある人など、特例の内容などにより利用できない場合もありますのでご注意ください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

◆申告書は送付による提出が可能

出来上がった申告書は郵便(封筒の裏側に、ご自分の住所・氏名をお書きください)で提出ができます(通信日付印が3月15日の申告期限内となるよう、早めに送付してください)。記載事項や添付資料に漏れがないよう、よくご確認の上、成田税務署まで送付してください(時間外および休日の確定申告書の提出は、税務署入り口の1時間外收受ポストをご利用ください)。

また、申告書の「控え」に税務署の受付印が必要な場合は、控えに住所、氏名などをボールペンで記載し、切手を貼った返

信用封筒を同封してください。

【申告書の問い合わせ】

●市民税・県民税の申告書について

印西市役所市民税課市民税班(☎内線3173319・329)。

●所得税の確定申告書について

成田税務署(☎25151)。

※電話での申告相談は行っていません。相談は市内各申告会場、成田税務署申告書作成会場、成田税務署申告書作成会場、成田税務署にお願います。

成田税務署・確定申告書作成会場のお知らせ

平成23年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談と提出の会場は「イオンモール成田2階イオンホール」で行っています。

この期間中は、成田税務署内には、「作成・相談会場」を設けておりません。なお、作成が完了した申告書(計算および記

入のすべてが終了しているもの)は、税務署庁舎内でも受け付けられます(土・日曜日、祝日を除く)。

※2月19日および2月26日の日曜日に限り、確定申告の相談および受け付けを行っています。

※3月15日(木)までの午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)。

※混雑している場合は、受け付けを早めに締め切ることがあるため、午後4時までにご来場ください。お問い合わせをお願いします。

※午前9時から午前10時までは、立体駐車場3階連絡通路から入る2階「C」入り口が専用口になります。

成田市ウイングス土屋24。※京成成田駅前からは「6番のりば(バス)」となります。※【バス停】千葉交通バス「ジャスコ・イオン成田店前」で下車。成田税務署(☎25151)。

e-Tax(所得税電子申告、納税)を利用するみなさんへ

e-Taxを利用するには、住民基本台帳カード(住基カード)・電子証明書の取得が必要です。市では平日来庁できない人のために、土曜日に市民課ならびに印旛支所市民福祉課を開庁し、申請を受け付けます。

開庁下表のとおり。

※申請の際、本人確認とパスワード設定を行います。必ず申請者本人が手続きしてください。

●必要なもの：①運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)②写真付住基カードを希望の場合は、写真1枚(上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影したもの。縦4・5cm×横3・5cm)。

●必要なもの：①運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)②写真付住基カードを希望の場合は、写真1枚(上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影したもの。縦4・5cm×横3・5cm)。

●必要なもの：①運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)②写真付住基カードを希望の場合は、写真1枚(上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影したもの。縦4・5cm×横3・5cm)。

●必要なもの：①運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)②写真付住基カードを希望の場合は、写真1枚(上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影したもの。縦4・5cm×横3・5cm)。

●必要なもの：①運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)②写真付住基カードを希望の場合は、写真1枚(上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影したもの。縦4・5cm×横3・5cm)。

●土曜開庁日程表●

日時	会場
2月4日(土) 午前8時30分～午後3時	市役所(大森) 市民課
2月18日(土) 午前8時30分～11時	印旛支所(美瀬) 市民福祉課
3月3日(土) 午前8時30分～午後3時	市役所(大森) 市民課

※すでに住基カードを持っている、電子証明書の申請をする場合は、必ず住基カードを持参。

住基カード500円、電子証明書500円。

※運転免許証などの官公署が発行した顔写真付の証明書をお持ちでない人は、事前に左記まで

【住基カードおよび電子証明書の取得】市民課住民記録班(☎内線234・237)、印旛支所市民福祉課市民班(☎1

116)。

電子証明書の有効期間に注意

e-Taxを利用するための電子証明書の有効期間は、証明書の発行日から起算して3年となり、有効期間が満了すると失効し、使用できません。平成21年に電子証明書を取得した人は、本年にその有効期間が満了となります。効力が失われると、再度電子証明書の申請(更新手続き)が必要です。

すでに電子証明書を取得し、今年e-Taxを利用する人はご自分の電子証明書の有効性を確認してください。有効性の確認は、「公的個人認証ポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)」の「オンライン窓口」の中で確認できます。